

控室の利用申し込みについて

平成 27 年 4 月 1 日

控室は、ホールに付属する諸室のため、ホール利用申し込み者が優先的に利用できる部屋となります。小ホールは控室 1、2 が優先利用できます。大ホールは控室 3、4 が優先利用できます。ただし、二週間前の時点で控室が空いていた場合、控室の単独利用、または控室追加の申し込みを受け付けることがあります。

控室単独利用条件 *下記全ての要件を満たすこと

- ・希望日の 2 週間前の時点で、集会室全てに利用予約が入っていること。
- ・音が出る利用内容は集会室 4 及びスタジオがすでに利用予約が入っていること。
- ・控室単独利用により、ホールの円滑な運営が妨げられない利用内容であること。
- ・ホール利用者からクレームが出た場合は即時に利用内容変更、または利用中止すること。
- ・ホール利用に由来する、控室単独利用クレームは、一切申し立てないこと。

控室追加利用条件 *下記全ての要件を満たすこと

- ・優先権のある控室は全て利用申し込み済みであること
- ・利用しない側のホールの円滑な運営を妨げないこと
- ・利用しない側のホール主催者が、優先権のある控室を利用しないことが明確であること。
- ・利用しない側のホール主催者よりクレームがあった場合は即時に利用内容変更、または利用中止すること。
- ・利用しない側のホール利用に由来する、追加した控室に関するクレームは、一切申し立てないこと。

利用を許可しない例 *単独、追加どちらの場合も共通

- ・ホールの利用内容により、控室エリアを静粛に保つ必要がある場合。
- ・ホールの利用内容により、控室エリアに出入りする人物を限定する必要がある場合。
- ・控室単独利用による音、臭いなどがホール利用に影響を及ぼすと考えられる場合。
- ・その他、上記の条件をすべて満たしていても、区民センターが不適と判断する場合。

控室利用に際する注意事項

- ・控室単独利用による搬入口駐車場及び荷揚げ場の使用は許可しません。
- ・控室単独利用の不特定多数を対象にした利用内容はお断りします。
- ・利用日当日に集会室等に空きが出た場合は、そちらへ移動をお願いすることがあります。
- ・控室追加使用のための主催者間の直接交渉は禁止します。また、区民センターによる仲介は行いません。